

第6次 国頭村行政改革大綱

令和 5 年 3 月

国 頭 村

目 次

第1章 現状と課題

- 第1節 行政改革の経緯 1
- 第2節 国頭村の現状と課題 2
 - (1) 国頭村を取り巻く状況
 - (2) 国頭村の人口・世帯数の推移
 - (3) 自治体 DX の推進

第2章 行政改革の基本的事項

- 第1節 行政改革の目的 3
- 第2節 行政改革の基本的な考え方 3
 - (1) 取組期間
 - (2) 推進体制
 - (3) 推進状況の公表
 - (4) 行政改革の目標と重点項目

第3章 行政改革の重点事項

- 第1節 行政運営の合理化 5
 - (1) 行政組織の活性化
 - (2) プロジェクトチームの編成による重点的な取り組み
 - (3) 行政部門間の連携強化など横断的な組織体制の構築
 - (4) 職員数の適正化
 - (5) 職場環境の改善
- 第2節 行政運営の効率化 6
 - (1) 村民ニーズの把握
 - (2) 情報通信技術導入による行政サービスの利便性向上
 - (3) 先進技術(AI 等)の利活用による業務効率化
 - (4) 民間委託等の推進
- 第3節 人材の育成・資質向上・意識改革 7
 - (1) 人材の育成及び資質向上、意識改革を図るための研修会の開催
 - (2) 人材育成基本方針の周知・見直し

- 用語集 8

第1章 現状と課題

第1節 行政改革の経緯

本村の行政改革は、これまで5度にわたり大綱を策定し、一定の成果により効率的な執行体制の整備に努めてきました。

昭和61年1月に「第1次国頭村行政改革大綱」を策定し、事務事業の改善・行政組織機構の簡素合理化、給与報酬等の適正化、民間委託・OA化等事務改善改革の推進、財政運営の健全化に取り組みました。

平成8年12月に「第2次国頭村行政改革大綱」を策定し、行財政需要に適切に即応し、地域活性化と住民福祉の増進を図るため効率的、弾力的な行財政運営の実現に向け、平成10年度から3年以内に取り組むべき課題として、事務事業の推進、組織機構の見直し、定員及び給与の適正な管理、職員の意識改革と能力開発の推進、職員提案制度の実施、情報公開の推進、各種委員会の定数等の見直しについて取り組んできました。

平成16年12月に「第3次国頭村行財政改革大綱」を策定し、健全な財政運営の推進、事務事業の効率化、組織の再編成、補助金等の整理合理化、使用料・手数料の見直し、公共施設の指定管理制度の導入、定員管理の適正化、職員給与の適正化、職員研修制度の充実等について取り組んできました。

平成22年2月に「第4次国頭村行財政改革大綱」を策定し、公の施設の効果的かつ効率的な管理運営の推進、ホームページ及び村広報誌の積極的な情報発信の推進、少子化対策及び子育て支援の強化、住民参加の推進、人事評価制度の構築、職員研修の積極的な参加及び人事交流、財政健全化目標等の作成及び公表等について取り組んできました。

平成29年12月に「第5次国頭村行政改革大綱」を策定し、「村民からの期待に応え、村民から信頼される、効率的で質の高い行政運営」を目標に掲げ、行政組織の質の向上、行政サービスの質の向上、行政運営の質の向上を重点目標とし、行政改革に取り組んできました。

第2節 国頭村の現状と課題

(1) 国頭村を取り巻く状況

地方自治体を取り巻く情勢は、人口減少、少子高齢化社会の進行、住民ニーズの多様化などこれまで以上にめまぐるしく変化しています。

このような中、行政の効率化や生産性向上を目指して、村民サービスの提供やむらづくりにおいて、自治体運営の新たな仕組みづくりが必要となっています。

本村の森は、平成 28 年 9 月に「やんばる国立公園」となり、令和 3 年 7 月には世界自然遺産に登録されました。また、令和 2 年 11 月に新庁舎が完成し、令和 3 年 1 月から新庁舎で業務を開始しております。今後も各種施策の積極的な展開を図るとともに、健全な行政運営を推進していく必要があります。

(2) 国頭村の人口・世帯数の推移

令和 2 年沖縄県の国勢調査人口は 1,467,480 人で、平成 27 年国勢調査から 5 年間で 33,194 人、2.4%増加しています。全国で人口が増加したのは 8 都県で、増加率は東京都が 3.9%と最も高く、次いで沖縄県 2.4%となっています。

しかし、本村の令和 2 年国勢調査人口は 4,517 人、世帯数は 1,976 世帯で 1 世帯当たりの人員は 2.29 人となっています。平成 27 年国勢調査と比較して人口は 391 人減少しており、世帯数は 85 世帯減少しています。

(3) 自治体 DX の推進

新型コロナウイルスの対応において明らかになった、デジタル化の遅れに対し、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX*1)が求められています。

住民に身近な自治体においては、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。

第2章 行政改革の基本的事項

第1節 行政改革の目的

本村はこれまで、昭和 61 年度以降、5 次にわたり行政改革大綱を策定し、時代に即した組織機構の再編や適正な定員管理の推進、健全な行財政運営の推進、事務事業の見直し、職員意識の改革、民間活力の活用等、行政全般にわたる改革を断行するとともに、持続可能な財政構造の構築を図ってきました。

第 5 次行政改革大綱においては、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間で、行政運営の効率化を推進するとともに、世界自然遺産の登録、認定こども園の開園、新庁舎建設など総合計画に基づく施策の重点的な推進など、着実な成果をあげてきました。

近年では、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式の変化やテレワークなど多様な働き方が見直されおり、デジタル化に合わせた変革が求められています。また、SDGs*2 に掲げる「誰一人取り残さない社会」を目指すとともに、人口減少や子育て・教育において社会構造の変化に即した環境整備が必要とされています。

そのため、本村では小中学校、児童生徒の給食費、こども園、園児の副食費の無償化、宅地分譲などの各種施策、教育環境の改善、住宅対策、各種産業の育成、保健・医療・福祉の推進など、村政の発展につながる施策を積極的に展開することとしています。

令和 4 年 3 月の総合計画で定めた「行政運営の合理化」「行政運営の効率化」「人材の育成・資質向上・意識改革」を柱に行政運営の確立を図り、引き続き改革に取り組むため、「第 6 次国頭村行政改革大綱」を策定し推進していきます。

第2節 行政改革の基本的な考え方

(1) 取組期間

5 年間(令和 5 年度から令和 9 年度)

(2) 推進体制

行政改革の推進を図るため、村長を本部長、副村長を副本部長、教育長及び各課長等を部員とする「行政改革推進本部」、その下部組織として各課等の職員で構成する「部会」を設置し、改革を実施します。

また、公募による村民代表や各種団体長、学識経験者で構成する「行政改革

推進委員会」を設置し、重要事項について調査審議します。

(3) 進捗状況の公表

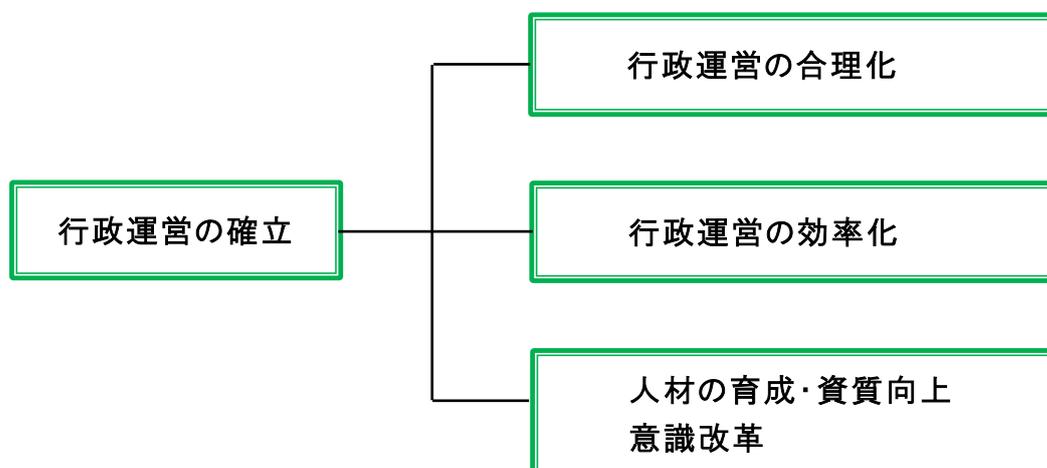
行政改革の進捗については、実施計画の PDCA*3 検証による進捗管理を適宜実施し、その取り組みについて、広く村民に公表し村民の理解と協力を得ながら、行政改革を推進していきます。

(4) 行政改革の目標と重点項目

地方自治体においては、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められます。厳しい財政状況下においても、引き続き行政サービスを効率的・効果的に提供するため、ICT*4の活用や、民間委託等の推進など業務改革が必要となります。行政運営の合理化や効率化、人材育成・資質向上・意識改革を進め行政運営の確立を図り、行政改革に取り組んでまいります。

【 目 標 】

【 重 点 項 目 】



第3章 行政改革の重点項目

第6次の行政改革大綱の目標を実現するため、3つの重点項目を定めて取り組んでまいります。

第1節 行政運営の合理化

限られた経費と人員の中で、村民ニーズや行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織体制の構築に努め、村の主要施策に対して、役場組織内における目標と課題を明確にし、組織の連携と強化を図り効率的かつ村民にとって利用しやすい組織づくりを目指します。

また、効率的・効果的に行政サービスを提供していくためには、専門職の確保が必要となります。民間企業からの派遣人材の活用など民間事業者のノウハウや技術的能力を取り入れることで業務の効率化を図ります。

職場環境の改善は、全ての職員が健康で生き生きと働き、成長し、その能力を最大限発揮することにより、政策の質や行政組織の質を向上させるために不可欠です。有給休暇や育児休暇等の積極的な取得など、働き方改革に具体的に取り組むことで、職員・職場の意識変化を進めます。

【具体的な取組】

- (1) 行政組織の活性化
- (2) プロジェクトチームの編成による重点的な取り組み
- (3) 行政部門間の連携強化など横断的な組織体制の構築
- (4) 職員数の適正化
- (5) 職場環境の改善

第2節 行政運営の効率化

行政サービスを担う上で、村民ニーズを的確に把握し、行政に反映させるとともに、村民が必要な時に必要な情報を可能な限り得られるようにしていかなければなりません。ホームページや SNS*5 等の多様な情報ツールを有効的に活用し、村民にとって利便性の高い仕組みやわかりやすい情報の提供に努め、むらづくりに参加しやすい環境整備を推進していきます。

地域の課題やニーズに対応していくため、村民や各種団体、事業者、行政が協働し、村民への各種サービスの提供を図る仕組みを積極的に推進し、自主性・自立性を尊重し合い、対等・平等な立場でそれぞれの知恵や力を出し合い、地域の課題に一体となって取り組んでまいります。

また、安定的かつ持続的に行政サービスを提供していくためには、限られた行政資源を効率的・効果的に活用する行政運営が必要であり、事務事業全般にわたって、BPR*6 の手法を活用した業務フローの見直しや ICT*4 の活用等を通じた業務の効率化を図ります。

定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、職務内容が民間と同種又は類似した業務であって、民間委託の進んでいない分野については、重点的に点検を実施します。

公の施設についても、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的な運営に努めます。

【具体的な取組】

- (1) 村民ニーズの把握
- (2) 情報通信技術導入による行政サービス利便性向上
- (3) 先進技術(AI*7等)の利活用による業務効率化
- (4) 民間委託等の推進

第3節 人材の育成・資質向上・意識改革

「国頭村人材育成基本方針」に基づき、幅広い行政能力や専門的な知識・技術の修得などを目的とした研修に積極的に参加し、更に、地方公務員のプロとして必要な、より高度な政策立案・決定能力や行政経営能力を養成するために、長期派遣研修の充実を図り、行政執行に反映させていきます。

職員の能力向上の基本は、自らが主体的に取り組む自己啓発であり、問題意識や学習意欲を高めるとともに、職員が講師となって研修会や研究会を開催するなど、役場全体の自主性や資質の向上を通して意識改革を図ります。

村民に対して、行政サービスの内容はもちろん、その提供にあたっては親切・丁寧な対応や印象が求められており、接遇力の向上が必要不可欠です。全職員が、村民の満足に繋がるような対応が行える様に接遇研修の開催や、来庁者への積極的なあいさつや声掛けを行うよう周知徹底し取り組んでまいります。

【具体的な取組】

- (1)人材の育成及び資質向上、意識改革を図るための研修会の開催
- (2)人材育成基本方針の周知・見直し

用語集

- *1 DX(ディーエックス)
Digital Transformation(デジタル・トランスフォーメーション)の略。デジタル技術を活用した行政サービスの改革を進め、単にデジタル化だけではなく、デジタル技術を手段として有効活用することにより、社会のあり方をより良い方向へ変革する取り組みのこと。
- *2 SDGs(エスディージーエス)
持続可能な開発目標のことで Sustainable Development Goals(サステイナブル・デヴァelopment・ゴals)の略。2015年9月に国連で開かれたサミットの中で決められた、2030年までに達成すべき国際社会共通の目標。「17の目標」と「169」のターゲット(具体目標)で構成されている。
- *3 PDCA(ピーディーシーイー)
PDCAとは、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字を取ったもの。断続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法のこと。
- *4 ICT(アイシーティー)
Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略。情報通信技術のこと。
- *5 SNS(エヌエヌエス)
Social networking service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。Web上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。
- *6 BPR(ビーピーアール)
Business Process Re-engineering(ビジネスプロセス・リエンジニアリング)の略。業務フローや組織構造、情報システムなどを再構築し、業務改革すること。
- *7 AI(エーアイ)
人工知能と表現されるもので、人工的な(Artificial)と知能(Intelligence)を組み合わせた言葉